

福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げを求める意見書

保育や介護などの福祉職場では、制度上で配置される職員の人数が足りないため、休憩時間中に食事介助や昼寝の見守りが必要になるほか、書類作成の時間も保障されないなど、休憩時間の返上や持ち帰り残業が当たり前となり、休憩・休暇が取りづらく、適切な時間外労働が保障されているとは言い難い状況である。

利用者の処遇や安全を守るためには、このような働き方をせざるを得ず、国は職員配置が足りない実態を把握していない。

また、職員の低すぎる賃金水準が社会問題となっている中、国は処遇改善策を行ってきたとしているが、それでもなお全産業平均との月約10万円の賃金格差は解消されておらず、毎年の最低賃金引上げにより、非正規雇用の時給水準は上がっているが、対応する原資の保障もない状況である。

これらのことから、退職者が後を絶たず、人材確保が困難で、利用者の処遇は悪化し、待機児童や待機者もなくなるならない。

よって逗子市議会は国に対し、福祉職員の大幅な増員と賃金の引上げが可能となるよう、次の事項について要望する。

- 1 福祉職場の職員配置基準を抜本的に引き上げ、その配置基準を守り、福祉職員の労働環境が改善されるよう、人件費を含む予算を保障すること。
- 2 全ての福祉職員の賃金を引き上げ、全産業平均との月約10万円の格差をなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日

逗子市議会